

セミナー参加ご案内

参加費用 (二人一部屋費用)	¥438,000 (エコノミークラス利用)	定員	25名 (最少催行人数15名)
申込締切	2010年5月19日(水) 但し、締め切り前でも定員になり次第募集を締め切らせていただきます。		
申込方法	① 本パンフレットの申込書に必要事項をお書き込みの上、申込金5万円を添えてお申し込みください。 ② 残金は2010年5月21日(金)までにお支払いください。		
お振込み銀行	三菱東京UFJ銀行 秋葉原支店、当座 323547 三井住友銀行 上野支店、当座 200006 みずほ銀行 上野支店、当座 0131427	〔口座名〕 株式会社アートツアー	
参加費用に含まれない主な費用	以下の費用は参加費用に含まれません。参加費用のお支払い時に加算してお振込みいただきます。但し、追加手配費用は希望者の方に限りです。		
参加費用に加算してお支払い戴く費用 (為替レートにより変動する場合がございます)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 成田空港旅客施設使用料・旅客保安サービス料：¥2,540 ■ 航空券の発券時に同時に徴収される米国関係諸税：¥6,300 ■ 航空会社が別途徴収する燃油サーチャージ：¥21,000 		
希望者のお支払い戴く追加手配費用	<ul style="list-style-type: none"> ■ お一人部屋差額料金：¥73,000 ■ 航空機を別途追加料金でビジネスクラスを希望される場合はお問合せください 		
● その他：食事は含まれません。目安金額として5万円位をご参考ください。			

★ 詳しい渡航手続きにつきましては、お申し込み書をご提出戴いた後に書類でご案内致します。

● ご旅行条件 (募集型企画旅行契約)

お申し込みの前に必ずこのご旅行条件をご一読ください

■ 募集型企画旅行契約

- この旅行は、株式会社国際旅行社 (観光庁長官登録旅行業第一種40号以下「当社」といいます) が企画・実施するもので、ご旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約 (以下「旅行契約」といいます) を締結することになります。
 - 当社は、お客様が当社の定める旅行日程にしたがって運送・宿泊、その他のサービス (以下「旅行サービス」といいます) の提供を受ける事ができるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。
 - 契約の内容・ご旅行条件は、本旅行条件書による他、出発前にお渡しする確定状況を記載した書面 (以下「最終日程表」といいます) および当社の「旅行業約款 (募集型企画旅行契約の部) (以下「旅行約款」といいます) によります。
- お申し込み方法と契約の成立**
- 当社が募集型企画旅行の取扱に関する事務を委託した受託販売会社の株式会社アートツアー (東京都知事登録旅行業第3-3849号) にて、直接ご来店いただくか、もしくは電話、その他の方法によるお客様からの旅行契約のお申し込みまたは予約を承ります。
 - 電話、郵便およびファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約を承ります。この場合、予約の時点では旅行契約は成立しておらず、お客様は予約日の翌日から起算して原則として3日以内に申込書をご提出いただき、お申込金をお支払いいただきます。なお、本契約の締結日は、当社がお申込金を受領し契約の締結を承諾した日といたします。
 - お申込金の額は以下とします。なお、お申込金は「支払対象代金」「取消料」「違約金」のそれぞれ一部または全部として取り扱います。また、旅行契約成立前に、お客様がお申し込みを撤回されたときは、お預かりしているお申し込み金を全額払い戻します。

お申し込み金	お一人当たり ¥50,000,-
---------------	-------------------------

■ 契約書面と最終日程表のお渡し

最終日程表については、遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しします (原則として旅行開始日の前日から起算して7日前までにはお渡しできるよう努力します)。なお、旅行のお申し込みが旅行開始日の前日から起算して7日前以降になされた場合、お客様の同意を得て旅行開始日の当日にお渡しする事があります。

■ 参加費用に含まれるもの (一部例示)

- ① 日程に明示したエコノミークラスの航空運賃 (団体運賃適用)
 - ② 日程に含まれる貸し切りバス料金 (送迎および旅行日程に利用するすべての区間)
 - ③ 宿泊料金および税・サービス料金 (二人部屋に二人の宿泊で、バス又はシャワー付きを基準とします)
 - ④ 国際線のスーツケース1個までの手荷物運搬料金 (但し一個当りの重量制限23kg以下)
 - ⑤ 視察地における団体行動中の利用機関に係るチップ、税金、サービス料
 - ⑥ コーディネーターおよび通訳添乗員の同行費用
 - ⑦ 視察先におけるセミナー、レクチャーの受講費用、視察のために配布する資料集
- ★ 上記の費用は、お客様の都合により一部利用されなくても払い戻しはいたしません。
- 参加費用に含まれないもの (一部例示)**
- ① 渡航のための手続き関係諸経費 (旅券印紙代・証紙代など)
 - ② 渡航手続き代行料金：旅券申請書の作成代行手数料…¥3,150 (消費税込)
 - ③ 米国電子渡航認証システム (ESTA) 代行申請料金：¥3,150 (消費税込)
 - ④ 日本国内におけるご自宅から発着空港までの交通費及び宿泊費
 - ⑤ お一人部屋を希望される場合の追加使用料金
 - ⑥ 航空券発券時に徴収される離発着関係諸税・保安料、航空保険料、燃油差額運賃
 - ⑦ 超過手荷物運搬料金 (規定の重量・容積・個数の超過分)
 - ⑧ 傷害・疾病に関する医療費および海外旅行傷害保険料
 - ⑨ クリーニング代・電報電話料・ホテルのボーイ・メイド等へのチップ、飲食料等個人的性質の諸費用およびそれに伴う税・サービス料
 - ⑩ 機内食を除く全ての食事代
 - ⑪ 帰国後に作製するレポート集製作費用

■ お客様の交替

お客様は、当社の承諾 (可能な限り再手配いたします) を得て、契約上の地位を第三者に譲渡する事ができます。この場合、当該するお客様は次項に定めた取消料のお支払いに代わり、交替に要する実費および手数料として1万円 (十消費税) を申し受けます。ただし、取り消し料対象期間以前の場合は除きます。また、契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があったときに効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方がこの旅行契約に関する権利および義務を継承する事になります。なお、当社は交替のお申し出の時期・別性交替などの理由により、交替して承諾する事をお断りする場合があります。

■ 旅行企画・実施

観光庁長官登録旅行業第一種40号
(社) 日本旅行業協会 (JATA) 会員

株式会社 国際旅行社

東京都千代田区有楽町1-12-1

■ 旅行契約の解除・払い戻し

お客様は旅行契約が成立した後でも下記に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除する事ができます。なお、表で言う「取消日」とは、お客様が当社の営業日・営業時間内に取り消される旨をお申し出いただいた時を基準と致します。

契約解除の日	取り消し料 (お一人)
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日から3日前まで	¥50,000 +セミナー事務経費¥30,000
旅行開始日前々日～前日まで	参加費用の30%+セミナー事務経費¥30,000
旅行開始日当日	参加費用の50%+セミナー事務経費¥30,000
旅行開始後又は無連絡不参加	参加費用の100%

■ 当社の責任

- ① 当社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社または当社が手配を代行させた者 (以下手配代行者といいますが) の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし、損害発生の日から起算して2年以上に当して通知があった場合に限りです。
- ② お客様が次の例示するような事由により、損害を被られた場合におきましては、当社は原則として本項①の責任を負いません。
 - ア. 天災地変、戦乱、暴動またはこれらによる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - イ. 運送・宿泊機関等の事故もしくは火災またはこれらのために生ずる旅行日程の変更、旅行の中止
 - ウ. 官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離またはこれらによって生ずる旅行日程の変更、旅行の中止
 - エ. 自由行動中の事故
 - オ. 食中毒
 - カ. 盗難、詐欺等の犯罪行為
 - キ. 運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更等、またはこれらによって生ずる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮
- ③ 手荷物について生じた本項①の損害につきましては、本項にかかわらず損害発生の日から起算して21日以内に当社に対して申し出があった場合に限り賠償致します。ただし、損害額の如何にかかわらず当社が支払う賠償額はお一人につき15万円を限度といたします。

■ 特別補償

- ① 当社は、募集型企画旅行契約約款特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命・身体に被られた一定の損害につきましてはお客様またはその法定相続人に死亡補償金、後遺障害補償金および入院見舞金を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金を支払います。ただし、現金、クレジットカード、貴重品、撮影済みのフィルム、その他約款の特別補償規程18条2項に定める品目については補償しません。
- ② お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、無免許もしくは酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中の危険な運動中の事故によるものである時は、当社は①の補償金及び見舞金を支払いません。

■ 添乗業務

- ① 当社はこの旅行に添乗員を同行させ旅程管理業務その他当該募集型企画旅行に付随して当社が必要と認める業務を行わせています。
- ② お客様は旅行を安全かつ円滑に実施するために添乗員の指示に従っていただきます。
- ③ 添乗員の業務は、原則として8時から20時までといたします。

■ 旅程保証

当社は次に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、旅行約款の規定により、その変更内容に応じて参加費用の1%~5%に相当する額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約に支払われる変更補償金の額は、参加費用の15%を上限とします。また、ひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。

ア. 旅行開始日または旅行終了日の変更
イ. 観光地、その他の旅行目的地の変更
ウ. 運送機関の種類または名称の変更
エ. 運送機関の設備および等級のより低いものへの変更
オ. 宿泊施設の変更
カ. 宿泊施設の客室の種類・設備・景観の変更
キ. 旅行タイトル中に記載した事項の変更

◆ パンフレットの旅行条件・旅行代金は2010年3月11日を基準としております。
◆ パンフレット作成日：2010年3月11日

■ お問い合わせ・お申し込み先：

受託販売 東京都知事登録旅行業 第3-3849号 (社) 日本旅行業協会 (JATA) 会員
〒111-0053 東京都台東区浅草橋2-29-5
J S T ビル2階
電話 03-3862-6363 FAX 03-3862-6368
総合旅行業務取扱管理者：波形克則 担当：鈴木



● 総合旅行業務取扱管理者が取引の責任者となります。ご旅行に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたら、遠慮なく記載の総合旅行業務取扱管理者にお尋ねください。